

「多様性に満ちた社会づくりに関する副読本」作成業務委託仕様書

1 委託業務名

「多様性に満ちた社会づくりに関する副読本」作成業務委託

2 作成の目的

差別等の解消のためには、幼少期からの教育が重要であり、学校の授業等で使用する「多様性に満ちた社会づくりに関する副読本」（以下「副読本」という。）を作成・配布し、活用することで、児童生徒が無意識の思い込みや理解不足による差別等について正しく理解し、これらの行為の解消を図り、もって多様性に満ちた社会づくりに資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

4 作成方針

副読本は、県が提供する原稿を基に作成し、そのデザインについては、小学生、中学生及び高校生が授業等において活用するものであることを踏まえ、表紙から裏表紙までの全ページを通して、フォントや色・背景等は統一感があり、明るい基調にするとともに、余白を活用して意識や関心が向くようなイラストを挿入するなどし、各年代において親しみやすく、かつ、使いやすいものとする。

5 業務の内容

(1) 副読本の作成

前記4の作成方針に基づき、次の各事項に留意しながら、副読本を作成すること。

① 印刷原稿の作成

印刷原稿は、予め県が提供する原稿を基に、次の各号を踏まえ表紙を含めた全体のデザインの方向性を協議し、県の同意を得てから作成すること。

ア 図表の作成

図や表は、掲載ページの文章とのバランスを考慮しながら、数値や文字が読みやすいサイズとし、作成方針のデザインに適したフォントや色等を使用し、作成すること。

イ イラストや写真の挿入

(a) 余白を活用し挿入するイラストや写真は、受託者が提供すること。

(b) 原稿掲載の写真データは、秋田県人口戦略部人口戦略課（以下「人口戦略課」という。）が提供する。

(c) 受託者が提供するイラストや写真の権利は、県に帰属できるものであること。

ウ 原稿の校正作業

印刷原稿の校正は、小学生用、中学生用、高校生用のそれぞれの初稿から2回以上行うものとする。

② 作成部数

小学生用 7, 000部

中学生用 7, 300部

高校生用 7, 300部

(2) 副読本の電子データの作成

小学生用、中学生用、高校生用の各副読本の電子データを作成すること。なお、電子データのファイル形式はPDFと県の協議により加筆修正等ができるものとする。

(3) 県内各学校への副読本の納品

① 納品先・納品部数等

完成した副読本は、県が別に指定する県内各学校（県内の全小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校計340箇所程度）への副読本の納品部数を梱包し、送付文を添えて委託期間内に納品すること。なお、添付する送付文の電子データは、人口戦略課が提供する。

② 納品の確認

県内各学校に直接納品する場合は受領書を徴収し、郵送等により送付する場合は配達証明ができる方法により人口戦略課へ提出すること。

6 副読本の仕様

小学生用、中学生用、高校生用の副読本に共通する仕様と個別の仕様は次のとおりとする。

(1) 共通

① サイズ : A4版 縦

② 用紙 : 表紙・裏表紙・本文 マットコート紙90.0kg程度（四六版）

③ 印刷 : 両面フルカラー

④ 製本 : 中綴じ

(2) 小学生用

① ページ数 : 表紙・裏表紙込み12ページ

② 構成 : 表紙
本文（表紙裏より）10ページ
裏表紙

(3) 中学生用

① ページ数 : 表紙・裏表紙込み16ページ

② 構成 : 表紙
本文（表紙裏より）14ページ
裏表紙

(4) 高校生用

① ページ数 : 表紙・裏表紙込み20ページ

② 構成 : 表紙
本文（表紙裏より）18ページ
裏表紙

7 成果品

本業務における次の成果品の数量、納品場所・納品部数は、各号に掲げるとおりとする。

(1) 副読本

① 数量

5 (1) ②の作成部数のとおり

② 納品場所・納品部数及び納品期限

(ア) 県内各学校

5 (3) のとおり

令和8年7月31日(金)

(イ) 人口戦略課

小学生用164部、中学生用63部、高校生用150部

令和8年7月31日(金)

(2) 副読本電子データ(CD-ROM)

① 数量

小学生用、中学生用、高校生用各1枚

② 納品場所及び納品期限

人口戦略課

令和8年7月31日(金)

8 成果品の訂正等

成果品の納品以降において、明らかに受託者の責に帰すべき理由による不良箇所等の瑕疵が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。

9 著作権

(1) 副読本の著作権は、県に帰属する。

(2) 本業務により作成されたほか、副読本に使用されたイラスト、写真、図表、デザイン等の全ての権利は、県に帰属する。

10 その他

(1) 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、人口戦略課と受託者で協議の上、決定する。